

府運指第114号
令和4年12月20日

運送事業者 各位

沖縄総合事務局運輸部長

運転者が体調不調等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、今月4日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客9名が負傷する事故が発生しました。

輸送の安全確保は自動車運送事業者の最大の使命であり、これまで運送事業者の方々には健康起因事故を防止するための様々な取組を実施していただいているところですが、こうした中で、多数の旅客の命を預かる高速乗合バスにおいて運転者の体調不良に起因する事故が発生したことは大変遺憾です。

については、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めていただくため、改めて下記について周知徹底をお願いいたします。

記

- 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。
- 運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
- 自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>